



発行所・新世界通信 発行人・小川春夫
東京都足立区梅島2-38-11-303
TEL 03(3849)4953 FAX 03(3849)4938
郵便振替 00160-4-174947
E-mail ga3129@i.bekkoame.ne.jp
URL http://www.bekkoame.ne.jp/i/ga3129

11・23 沖縄県民大集会、全国呼応を

琉球弧の島々を戦場にするな！

10・21 新宿アクシオンへ

辺野古新基地建設を止める闘い、また沖縄を再び戦場にさせない闘いが、当面の大きな山場に来ている。10・21の「東アジアに平和を！琉球弧の島々を戦場にするな！新宿アクシオン」などを成功させ、11・23の沖縄県民大集会に全国で呼応行動を起こそう！

尾澤裁判9・11不当判決

闘いは東京高裁へ

9月11日、韓国サンケン闘争の不当弾圧事件である尾澤裁判の判決が、さいたま地裁で出された。主文は罰金刑40万円というもので、尾澤さんの敗訴である。

戦争法8年

改憲は今後も阻止だ

成果と課題の国会前「19の日」行動

東アジア諸国への日本の侵略戦争を可能とする安保法制(戦争法)の強行成立から、まる8年の日9月19日、戦争法廃止・改憲阻止などを掲げ、「19の日」行動が全国各地で行なわれた。

岸田大軍拡「2年め

戦争へ統合司令部

各省庁による2024年度予算の概算要求が出る。10月20日からの臨時国会では今年度補正予算案と来年度予算編成が議論となる。

10・21 新宿アクシオン

東アジアに平和を！琉球弧の島々を戦場にするな！
新宿駅東口アルタ前・午後2時〜テモ3時
瑞慶覧長敏さん(沖縄を再び戦場にさせる県民の会共同代表)
メッセーダ 下地茜さん(宮古島市議、台湾、韓国から)

主催 同アクション実行委員会
(連絡先: 09039104140 沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック)

美ら海大浦湾を埋めるな！9・23東京集会

最裁判決でも不承認続く

最高裁が9月4日、辺野古新基地建設問題について、国関与取り消し訴訟で、原告側の不当判決を下し、沖縄県の敗訴が確定した。

この裁判は、沖縄県玉城デニー知事が、軟弱地盤対策を主とする工事変更申請を不承認処分として、2021年11月この国に対して、その後国が行政不服審査法を乱用してこの処分を取り消したと、承認するよう是正指示したりしていることは不当な国の関与であるとして、沖縄県が起こしていた裁判である。判決は、県が主張する「公有水面埋立法の承認要件の充足性」(軟弱地盤環境影響、工期長期化など)について何らの判断も示さず、不承認取り消し判決を形式的に追認した。敗訴確定によって知事に工事変更申請を承認する義務が生じたと報道され、デニー知事の対応が注目されることとなった。このなか沖縄ではただちに翌5日、「オール沖縄会議」が最高裁判決抗議集会をひらき、那覇県民広場に700名が結集し「知事の不承認支持」をアピールした。

東京では9月23日、「美ら海大浦湾を埋めるな! どうなっているの? 辺野古新基地建設」と題する集会が、文京区民センターで開かれた。主催は、辺野古への基地建設を許さない実行委員会だ。

約150名が参加。不当判決をふまえた闘いの現況、大浦湾埋め立て阻止をはじめ今後の運動方向について討議された。

この集会では最初に、辺野古実の深沢さんが主催者挨拶。「国は判決が出る前から、大浦湾埋め立てに使う土砂を辺野古側埋立地に仮置きしたり、また、判決が出る8日から大浦湾工事の発注を開始している。判決は国の是正指示が適法だとして、いざん工事変更は不承認のままであり、これらは違法工事である」と現況のポイントを示した。

続いて、この集会に対しての玉城知事のメッセージ動画が示された。知事メッセージは、今後の対処方針に具体的に触れるものではなく、ただ「沖縄を再び戦場にさせない県民の会」と連動して、東アジア平和構築の国際世論を。

また、上問さんはシュワプ前座り込みリーダーのお一人であるが、辺野古でも安和でも塩川でも人員結集はたいへんになっっているが、行動によって確実に工事を遅らせていること、機動隊がいなくなると2、3人でもダンブを止められること、これら現場闘争を維持することの重要性も語ってくれた。

上問さんは、「平和に敗者はない。戦争に勝者はいない」と報告を締めくくった。

平和市民連絡会の上問芳子さんから、かなり広い領域にわたった現地報告が行なわれた。知事が工事変更承認を行なわないかぎり、国は勧告・指示、代執行訴訟と年内

に進み、承認を代執行して大浦湾埋め立て強行をねらう。これとどう闘うか。

上問さんの報告で詳しくは述べられなかったが、埋め立て承認「撤回」の方法については、翁長知事が2018年の「撤回」表明へ至る過程、おおいに論議された経緯がある。最初15年に翁長知事が、13年の埋立承認に法的瑕疵があったとして承認取り消しを行なった。死去の直前の18年には、①埋立承認留意事項の違反、②新たに明らかとなった軟弱地盤の存在を理由として承認撤回を表明し、副知事が撤回を執行、玉城新知事がこれを受け継いだ。さらに玉城知事は工事変更申請に対し、21年に軟弱地盤対策の不備等を理由として不承認とした。これら取り消しや撤回や不承認は、政府の脱法的措置と司法の追認によって全て否定されたが、法的には公有水面埋立法や行政不服審査法などの枠内での争いに過ぎない。

沖縄の自治権と日米の普天間県内移設合意、この二つでどちらが優先するのか、という真の争点は法的に議論されず、法的に決着がついていないままである。政府側の法的瑕疵を理由とする撤回ではなく、そもそも沖縄県民の公益に県内移設は反することを理由とする撤回、これを「公益撤回」と言う。この公益撤回によって工事が中止された場合、国の法的瑕疵

が否定されている現状では、沖縄県は国に損害賠償を負うとも言われる。しかしこのリスクを考慮しても、新たな承認再撤回によって、政治内容での真つ勝負をすべき時期に来ているといえるだろう。

さて集会では、質疑応答・カンパ呼びかけの後、2団体から連帯アピール。

10月21日・午後2時に新宿アルタ前から行なわれる「東アジアを戦場に! 琉球島の島々を戦場に!」実行委からは、大仲さん(沖縄一坪反戦地主会)関東ブロックが参加を呼びかけ、同行動には、瑞穂寛敏さん(沖縄を再び戦場にさせない県民の会共同代表)が参加発言する。

大阪高裁での琉球人遺骨返還訴訟の東京支援者からは、9月22日の高裁判決について報告。判決は、第一尚氏未裔ら原告による旧京都帝大からの遺骨返還請求を棄却した。大島真一裁判長は付言として、先住民族の権利についても触れており、国際法の傾向を示すものももった。

最後に、辺野古実の仲村さんが、辺野古実が責任をもって取り組んでいる毎月第一日曜の防衛省前行動などへの参加を訴えて、終了した。最高裁判決に直ちに反対し、展望をさぐる時宜になった集会であった。

▼知事・国連スピーチ

玉城デニー知事が、ジュネーブの国連人権理事会で日本時間9月19日に行なったスピーチは以下の通り(主要部分)。

このスピーチは、知事がジュネーブに行く前に工事承認に転ずるといふ政府側の希望的観測を打ち砕き、知事の揺るぎない意思を示すものとなった。

2015年の人権理事会では、翁長雄治前知事が、「沖縄人のアイデンティティがないがしろにされている」とスピーチされた。今回の玉城知事スピーチの特長は、「軍事力の増強」に強い懸念を表明し、それが沖縄県民の平和的生存権と相いれないと主張した点である。実質的に、日本政府による南西諸島ミサイル配備をはじめとする軍拡政策に反対するスピーチであった。

こうして、「一八五五年には、早くもビクトリア植民地で中国人入国に反対し、一人当たり一〇ポンド(一〇ドル)の人頭税に類するものを課税して、移住制限をし

た。これは東南部の他の植民地にもすぐに波及した。しかし、ゴールドラッシュが東南部から東北部に移っていくにつれて、クイーンズランド植民地でも紛争が起こり、一八七七年には「中国人移民制限法」が制定された。その結果、労働組合や政治家の間でも有色人問題が植民地レベルの問題として取り上げられるようになった。一八九六年にはNSW植民地において「有色人種制限法」が制定された。「オーストラリア史」P.165)。

これは、一九〇一年の連邦「移住制限法」の原形となった。「概説オーストラリア史」P.165)。

ゴールドラッシュ後、残った中国人は野菜作りや家具職人などの職種に参入し、その多くが都市に住むようになった。1860年代になると、クイーンズランド植民地の砂糖キビプランテーションの労働力として、中国人の労働力が加わった。自分たちの職が奪われていると主張した。「オーストラリアの歴史」有斐閣アラマ P.165)。

1870年代になると、オーストラリア北部で真珠貝採りダイバーとして日本人が導入された。しかし、南太平洋諸島人や日本人は、中国人の場合と異なり、「一般オーストラリア人の目に触れなかったし、スト破りのための低賃金労働者としても利用されず、紛争に巻き込まれることはなかった。」(「概説オーストラリア史」P.165) である。

1880年代、オーストラリアには約4万人の中国人と約220万人の白人が存在していた。「当時シドニーやブリスベンでは、ごろつきどもが中国人を襲撃したり、中国人が経営する商店を打ち壊したりした。1880年メルボルンでは、労働組合員たちが反中国人同盟を結成し、中国人が低賃金で働き、労働組合に加入しないため、自分たちの職が奪われていると主張した。」(「オーストラリアの歴史」有斐閣アラマ P.165)。

1901年に連邦が形成されると、植民地時代の各地の移住制限の法律が統一され、アジア人や南太平洋人の移住制限や国外退去が整備された。しかし、だからといって、非白人労働者が皆無くなったわけではない。連邦形成以前に土地を購入していたり、結婚して市民権を得たりしたり、さらに経済的に寄与すると考えられた人々には、たとえ非白人であっても定住が許可されていたからである。

白人の間では職の奪い合いとなり、1901年制定の連邦政府の「太平洋洋諸島労働者法」によって彼らは強制送還となった。オーストラリア経済の発展にともなう労働力不足が、ヨーロッパ人、インド人、中国人、南太平洋諸島人、日本人などの労働者によって補われた。しかし、ここではあくまでもアングロサクソン系を中心としたヨーロッパ人は移民の対象であったが、前記のような非白人は移民ではなく契約労働者としての移住であった。従って、彼らは永住できるわけがなく、契約が終わると帰国せざるを得なかった。

非ヨーロッパ人に対する排除は、思想的には低賃金や劣等種によるイギリス文化の汚染といった「黄禍論」や人種的優越性論がベースとなっていた。

前述のように、1901年に連邦が形成されると、植民地時代の各地の移住制限の法律が統一され、アジア人や南太平洋人の移住制限や国外退去が整備された。しかし、だからといって、非白人労働者が皆無くなったわけではない。連邦形成以前に土地を購入していたり、結婚して市民権を得たりしたり、さらに経済的に寄与すると考えられた人々には、たとえ非白人であっても定住が許可されていたからである。

1901年の「連邦移住制限法」は、表面的には、特殊な病気の特定の政治信念、経済的な活動能力の不足などを基準として移住制限を行なったが、さらに恣意的で差別的な移住制限は、「ヨーロッパ言語の書き取りテスト」である。入国審査は、きわめて単純明快で、白人は無審査で入国できたが、「有色人種」は入国を拒否されるというものである。

オーストラリアにおいて中国人など非白人への差別・排外にも、それ固有の歴史がある。「移住制限法」は一九〇一年に突然生れたものではなかった。植民地はそれぞれ独自の判断で、一九世紀後半の事象を招くことが懸念されるため、沖縄県民の平和を希求する思いとは全く相いれません。私たちは、2016年国連総会で採択された「平和への権利」を、私語オーストラリアの歴史「P.165」といわれる。

非白人の流入は、植民地時代の初めからあった。地時代初めからあったように、イギリス政府は1840年にニューサウスウェールズ(NSW)への流れを廃止する。1853年にはタスマニアへの流れも廃止された。この頃から、「自由な移民」の時代となっていた。だが、NSWやビクトリアで金鉱が発見された1851年頃からの移民増大が、画期をなす。中国人は、ゴールドラッシュの時期に金鉱掘りとして、中国南部から大量に流入してきた。そして、当初より白人とのトラブルが発生している。

こうして、「一八五五年には、早くもビクトリア植民地で中国人入国に反対し、一人当たり一〇ポンド(一〇ドル)の人頭税に類するものを課税して、移住制限をし

た。これは東南部の他の植民地にもすぐに波及した。しかし、ゴールドラッシュが東南部から東北部に移っていくにつれて、クイーンズランド植民地でも紛争が起こり、一八七七年には「中国人移民制限法」が制定された。その結果、労働組合や政治家の間でも有色人問題が植民地レベルの問題として取り上げられるようになった。一八九六年にはNSW植民地において「有色人種制限法」が制定された。「オーストラリア史」P.165)。

これは、一九〇一年の連邦「移住制限法」の原形となった。「概説オーストラリア史」P.165)。

ゴールドラッシュ後、残った中国人は野菜作りや家具職人などの職種に参入し、その多くが都市に住むようになった。1860年代になると、クイーンズランド植民地の砂糖キビプランテーションの労働力として、中国人の労働力が加わった。自分たちの職が奪われていると主張した。「オーストラリアの歴史」有斐閣アラマ P.165)。

1870年代になると、オーストラリア北部で真珠貝採りダイバーとして日本人が導入された。しかし、南太平洋諸島人や日本人は、中国人の場合と異なり、「一般オーストラリア人の目に触れなかったし、スト破りのための低賃金労働者としても利用されず、紛争に巻き込まれることはなかった。」(「概説オーストラリア史」P.165) である。

1880年代、オーストラリアには約4万人の中国人と約220万人の白人が存在していた。「当時シドニーやブリスベンでは、ごろつきどもが中国人を襲撃したり、中国人が経営する商店を打ち壊したりした。1880年メルボルンでは、労働組合員たちが反中国人同盟を結成し、中国人が低賃金で働き、労働組合に加入しないため、自分たちの職が奪われていると主張した。」(「オーストラリアの歴史」有斐閣アラマ P.165)。

1901年に連邦が形成されると、植民地時代の各地の移住制限の法律が統一され、アジア人や南太平洋人の移住制限や国外退去が整備された。しかし、だからといって、非白人労働者が皆無なくなったわけではない。連邦形成以前に土地を購入していたり、結婚して市民権を得たりしたり、さらに経済的に寄与すると考えられた人々には、たとえ非白人であっても定住が許可されていたからである。

1901年の「連邦移住制限法」は、表面的には、特殊な病気の特定の政治信念、経済的な活動能力の不足などを基準として移住制限を行なったが、さらに恣意的で差別的な移住制限は、「ヨーロッパ言語の書き取りテスト」である。入国審査は、きわめて単純明快で、白人は無審査で入国できたが、「有色人種」は入国を拒否されるというものである。

オーストラリア経済の発展にともなう労働力不足が、ヨーロッパ人、インド人、中国人、南太平洋諸島人、日本人などの労働者によって補われた。しかし、ここではあくまでもアングロサクソン系を中心としたヨーロッパ人は移民の対象であったが、前記のような非白人は移民ではなく契約労働者としての移住であった。従って、彼らは永住できるわけがなく、契約が終わると帰国せざるを得なかった。

非ヨーロッパ人に対する排除は、思想的には低賃金や劣等種によるイギリス文化の汚染といった「黄禍論」や人種的優越性論がベースとなっていた。

前述のように、1901年に連邦が形成されると、植民地時代の各地の移住制限の法律が統一され、アジア人や南太平洋人の移住制限や国外退去が整備された。しかし、だからといって、非白人労働者が皆無なくなったわけではない。連邦形成以前に土地を購入していたり、結婚して市民権を得たりしたり、さらに経済的に寄与すると考えられた人々には、たとえ非白人であっても定住が許可されていたからである。

1901年の「連邦移住制限法」は、表面的には、特殊な病気の特定の政治信念、経済的な活動能力の不足などを基準として移住制限を行なったが、さらに恣意的で差別的な移住制限は、「ヨーロッパ言語の書き取りテスト」である。入国審査は、きわめて単純明快で、白人は無審査で入国できたが、「有色人種」は入国を拒否されるというものである。

オーストラリア経済の発展にともなう労働力不足が、ヨーロッパ人、インド人、中国人、南太平洋諸島人、日本人などの労働者によって補われた。しかし、ここではあくまでもアングロサクソン系を中心としたヨーロッパ人は移民の対象であったが、前記のような非白人は移民ではなく契約労働者としての移住であった。従って、彼らは永住できるわけがなく、契約が終わると帰国せざるを得なかった。

非ヨーロッパ人に対する排除は、思想的には低賃金や劣等種によるイギリス文化の汚染といった「黄禍論」や人種的優越性論がベースとなっていた。

こうして、「一八五五年には、早くもビクトリア植民地で中国人入国に反対し、一人当たり一〇ポンド(一〇ドル)の人頭税に類するものを課税して、移住制限をし

た。これは東南部の他の植民地にもすぐに波及した。しかし、ゴールドラッシュが東南部から東北部に移っていくにつれて、クイーンズランド植民地でも紛争が起こり、一八七七年には「中国人移民制限法」が制定された。その結果、労働組合や政治家の間でも有色人問題が植民地レベルの問題として取り上げられるようになった。一八九六年にはNSW植民地において「有色人種制限法」が制定された。「オーストラリア史」P.165)。

これは、一九〇一年の連邦「移住制限法」の原形となった。「概説オーストラリア史」P.165)。

ゴールドラッシュ後、残った中国人は野菜作りや家具職人などの職種に参入し、その多くが都市に住むようになった。1860年代になると、クイーンズランド植民地の砂糖キビプランテーションの労働力として、中国人の労働力が加わった。自分たちの職が奪われていると主張した。「オーストラリアの歴史」有斐閣アラマ P.165)。

横堀農業研修センターの破壊・土地強奪を許すな！9・24現地集会

成田空港会社の8・2提訴許さず



▲この会場(9・24研修センター)を守り抜こう！

9月24日、「横堀農業研修センター」の裁判による破壊・土地強奪を許すな！9・24横堀現地集会」が、千葉県山崎町の横堀農業研修センターで行なわれた。参加者は38人で、三里塚空港に反対する連絡会、三里塚大地共有運動の会による共催。

8月2日、成田国際空港会社は、三里塚山崎連合空港反対同盟(柳川秀夫代表世話人)と柳川秀夫さんなど4人の共有者に対して、反対同盟が所有する「横堀農業研修センター」(旧労働組合宿舎)の建物を取去り、土地を明け渡させることを目的とした裁判を千葉地裁に提訴した。

集会では最初に、1989年10月、旧空港公団による火事を利用して合宿所の囲い込みに対する闘いを記録した映像「どっこい闘魂」を上映し、柳川秀夫さん(反対同盟代表世話人)からのアピールが紹介された(別掲)。

平野靖識さん(東峰地区・らつきよう工場)は、「ここは拡大する第3滑走路への接続点。早く決着をつけたい空港会社の集りと横暴がある。空港会社が訴訟に訴えること自体が強制的手段で、受け入れることはできない。確信の下で闘ってほしい」と発言。

山崎宏さん(事務局)は、「この裁判による土地収奪が行なわれてきた。今回の裁判は運動の拠点、主体をつぶすための裁判と位置づけられる」と述べた。

繁山達郎さん(事務局)は、「空港会社は、裁判が強制手段を取らなという確認を反している。訴状では研修センターは年一回旗開きで使用してない」と書いてあるが、研修センターは農作業、イベントなどで使用し、一昨年から修理・畳替えなどを行なっている。資料を集めて反論していく。裁判への協力。さらに登記義務化に対抗して共有地を守るために、移転登記を確実に進めていく」と訴えた。

中川憲一さん(元管制塔被告)は、横堀農業研修センター(旧労働組合宿舎)をめぐって、

さらに、汚染水問題にかかわって、トーク3「脱原発・気候変動運動」のこれからでは、さよなら原発1000万人アクションの鎌田慧さんが発言。「岸田内閣の支持率が下落、それでも正すことをしない。汚染水の海洋放出では、福島県漁連の理解が進むまで処分しないとの約束を蹴散らかした。こんな軽んじられるのは、私たちが反対の自己主張をしないという一度つけないといけない」と訴えた。

また、元京都大学原子炉実験所的小出裕章さんは、「放射能汚染水をマスコミはこぞって『処理水』と繰り返す。政権とマスコミの談合で原発事故の恐ろしさを隠蔽する。放射能汚染水130万トン海洋投棄。トリチウムは消すことができない。放出は実害だらけだ。政府とマスコミが『処理水』と言いつつ『処理水』と異なる暴走を止めないと、科学者の立場から批判した。

トーク2「市民が声を上げる」ということで、F.F.Fの川崎彩子さんは、「原発事故と同じように、世界では気候災害で住まざるを迫られる人々が増えている。今後、世代やジェンダーにとらわれず、いろいろな声を集めた運動にしたい」と呼びかけた。

集会は、最後にライブ演奏の後、2コースでデモ行進に出発。

原宿コース(おもに労働団体)では、汚染水海洋放出中止、原発再稼働反対などがおもに訴えられ、渋谷コース(おもに市民団体・NGO・若者の団体)では、脱原発・市民団体が海洋放出の代替案を示し、政府・東電に検討を求めた。太平洋16か国・2地域による太平洋諸島フォーラムも、日本の海洋放出の方針を批判して「専門家パネル報告書」(2022年8月)を公表し、科学的な提案・勧告をしてきた。しかし最近の日本では、「汚染水」と言っただけで非難されたり、「中国国を利するだけだ」などの罵詈雑言を浴びせられている。理性的な議論が必要だ。

上記の太平洋諸島フォーラム報告書が「東電の各タンクの具体的な放射性物質の含有量に関する知識が著しく不足している」等々と指摘しているように、汚染水の実際は正確なところが分かっていない。裁判では、処理汚染水の実際が何であるのかについて、まず明らかにさせたい。という訳で、この裁判は、おおいに注目・支援すべきものである。仮処分命令のような速効性は期待できないが、審理を通し、政府・東電に海洋放出を早期に中断させ、汚染水対策をやり直させる闘いの重要な一環となるものである。

そして、この闘いはまた、当面の汚染水問題に留まらず、福島第一の事故収束と廃炉という長期的で、かつグローバルな課題への民主的な取り組みを促進するものともなるだろう。(W)

9・18代々木

脱原発・気候危機打開へ

ワタシのミライ・再生エネ100%と公正な社会を

気候危機を止めるために、世界各国で同時期に、世界で取り組まれる「気候アクション」が9月18日、世界中の闘いと連帯して東京・代々木公園で開催された。

「ワタシのミライ・再生エネ100%と公正な社会を目指す」と銘打ったこの集会には、延べ8000名が参加、脱原発と気候危機打開を掲げて、集会・イベント・パレードを繰り広げた。

主催は、市民運動を加速させるべく新たに発足したネットワークの「ワタシのミライ」と、フライング・フューチャー(F.F.F)東京ならびに、さよなら原発1000万人アクションの3者(原水禁系の1千万人アクションは、このかみ毎年3・11前後と秋季に大会を行なっているが、この共催企画を秋季の集会として集まる)。

集会は、ピーカン料理の屋台やプラカードを作り、またライブ・集会のプログラムで若者が気軽に参加できる雰囲気

また、元京都大学原子炉実験所の小出裕章さんは、「放射能汚染水をマスコミはこぞって『処理水』と繰り返す。政権とマスコミの談合で原発事故の恐ろしさを隠蔽する。放射能汚染水130万トン海洋投棄。トリチウムは消すことができない。放出は実害だらけだ。政府とマスコミが『処理水』と言いつつ『処理水』と異なる暴走を止めないと、科学者の立場から批判した。

トーク2「市民が声を上げる」ということで、F.F.Fの川崎彩子さんは、「原発事故と同じように、世界では気候災害で住まざるを迫られる人々が増えている。今後、世代やジェンダーにとらわれず、いろいろな声を集めた運動にしたい」と呼びかけた。

集会は、最後にライブ演奏の後、2コースでデモ行進に出発。

原宿コース(おもに労働団体)では、汚染水海洋放出中止、原発再稼働反対などがおもに訴えられ、渋谷コース(おもに市民団体・NGO・若者の団体)では、脱原発・市民団体が海洋放出の代替案を示し、政府・東電に検討を求めた。太平洋16か国・2地域による太平洋諸島フォーラムも、日本の海洋放出の方針を批判して「専門家パネル報告書」(2022年8月)を公表し、科学的な提案・勧告をしてきた。しかし最近の日本では、「汚染水」と言っただけで非難されたり、「中国国を利するだけだ」などの罵詈雑言を浴びせられている。理性的な議論が必要だ。

上記の太平洋諸島フォーラム報告書が「東電の各タンクの具体的な放射性物質の含有量に関する知識が著しく不足している」等々と指摘しているように、汚染水の実際は正確なところが分かっていない。裁判では、処理汚染水の実際が何であるのかについて、まず明らかにさせたい。という訳で、この裁判は、おおいに注目・支援すべきものである。仮処分命令のような速効性は期待できないが、審理を通し、政府・東電に海洋放出を早期に中断させ、汚染水対策をやり直させる闘いの重要な一環となるものである。

そして、この闘いはまた、当面の汚染水問題に留まらず、福島第一の事故収束と廃炉という長期的で、かつグローバルな課題への民主的な取り組みを促進するものともなるだろう。(W)

ALPS処理汚染水の海洋放出差止訴訟

提訴で理性的な議論を

また、元京都大学原子炉実験所の小出裕章さんは、「放射能汚染水をマスコミはこぞって『処理水』と繰り返す。政権とマスコミの談合で原発事故の恐ろしさを隠蔽する。放射能汚染水130万トン海洋投棄。トリチウムは消すことができない。放出は実害だらけだ。政府とマスコミが『処理水』と言いつつ『処理水』と異なる暴走を止めないと、科学者の立場から批判した。

トーク2「市民が声を上げる」ということで、F.F.Fの川崎彩子さんは、「原発事故と同じように、世界では気候災害で住まざるを迫られる人々が増えている。今後、世代やジェンダーにとらわれず、いろいろな声を集めた運動にしたい」と呼びかけた。

集会は、最後にライブ演奏の後、2コースでデモ行進に出発。

原宿コース(おもに労働団体)では、汚染水海洋放出中止、原発再稼働反対などがおもに訴えられ、渋谷コース(おもに市民団体・NGO・若者の団体)では、脱原発・市民団体が海洋放出の代替案を示し、政府・東電に検討を求めた。太平洋16か国・2地域による太平洋諸島フォーラムも、日本の海洋放出の方針を批判して「専門家パネル報告書」(2022年8月)を公表し、科学的な提案・勧告をしてきた。しかし最近の日本では、「汚染水」と言っただけで非難されたり、「中国国を利するだけだ」などの罵詈雑言を浴びせられている。理性的な議論が必要だ。

上記の太平洋諸島フォーラム報告書が「東電の各タンクの具体的な放射性物質の含有量に関する知識が著しく不足している」等々と指摘しているように、汚染水の実際は正確なところが分かっていない。裁判では、処理汚染水の実際が何であるのかについて、まず明らかにさせたい。という訳で、この裁判は、おおいに注目・支援すべきものである。仮処分命令のような速効性は期待できないが、審理を通し、政府・東電に海洋放出を早期に中断させ、汚染水対策をやり直させる闘いの重要な一環となるものである。

そして、この闘いはまた、当面の汚染水問題に留まらず、福島第一の事故収束と廃炉という長期的で、かつグローバルな課題への民主的な取り組みを促進するものともなるだろう。(W)

また、元京都大学原子炉実験所の小出裕章さんは、「放射能汚染水をマスコミはこぞって『処理水』と繰り返す。政権とマスコミの談合で原発事故の恐ろしさを隠蔽する。放射能汚染水130万トン海洋投棄。トリチウムは消すことができない。放出は実害だらけだ。政府とマスコミが『処理水』と言いつつ『処理水』と異なる暴走を止めないと、科学者の立場から批判した。

トーク2「市民が声を上げる」ということで、F.F.Fの川崎彩子さんは、「原発事故と同じように、世界では気候災害で住まざるを迫られる人々が増えている。今後、世代やジェンダーにとらわれず、いろいろな声を集めた運動にしたい」と呼びかけた。

集会は、最後にライブ演奏の後、2コースでデモ行進に出発。

原宿コース(おもに労働団体)では、汚染水海洋放出中止、原発再稼働反対などがおもに訴えられ、渋谷コース(おもに市民団体・NGO・若者の団体)では、脱原発・市民団体が海洋放出の代替案を示し、政府・東電に検討を求めた。太平洋16か国・2地域による太平洋諸島フォーラムも、日本の海洋放出の方針を批判して「専門家パネル報告書」(2022年8月)を公表し、科学的な提案・勧告をしてきた。しかし最近の日本では、「汚染水」と言っただけで非難されたり、「中国国を利するだけだ」などの罵詈雑言を浴びせられている。理性的な議論が必要だ。

上記の太平洋諸島フォーラム報告書が「東電の各タンクの具体的な放射性物質の含有量に関する知識が著しく不足している」等々と指摘しているように、汚染水の実際は正確なところが分かっていない。裁判では、処理汚染水の実際が何であるのかについて、まず明らかにさせたい。という訳で、この裁判は、おおいに注目・支援すべきものである。仮処分命令のような速効性は期待できないが、審理を通し、政府・東電に海洋放出を早期に中断させ、汚染水対策をやり直させる闘いの重要な一環となるものである。

そして、この闘いはまた、当面の汚染水問題に留まらず、福島第一の事故収束と廃炉という長期的で、かつグローバルな課題への民主的な取り組みを促進するものともなるだろう。(W)

広がる先住民族の闘いと深まる先住権思想⑩ 移民政策の転換と多文化主義

III 「無主地」観念否定の 画期的な「マボ判決」

(1) 先住民アボリジニの生活

オーストラリア大陸の北海岸部のアーネムランドにある古い遺跡は、年代測定によって約5万年前のものと言われている。大陸全体に広がった先住民アボリジニは、最終氷河期の寒冷化が底に達した時期に、「東南アジア方面からチモール海、アラフラ海(共に大陸北海岸部と東チモールの間)に浮かぶ島々を経由して、現在のトーレス海峡(大陸とパプア

ニユーギニアが最も近接した所)を渡ってオーストラリアまで移住してきた人々」(『概説オーストラリア史』有斐閣選書 1988年 P.38)と考えられている。

アボリジニの経済は、「物々交換によって生活の糧を手に入れることもあったが、基本的には動物植物など自然の恵みに依存していた。自ら耕作すること、あるいは飼育することがなかったため、食料はまさに自らの特定の領土の自然の恵みにすべてを依存していた。彼らは、でたらめにあちこちを放浪していたのではなく、先祖の時代より決められた土地すなわちカントリーと呼ばれる特定の領域を、季節の変化にともない、食料を求めて極めて正確なサイクルに従って移動していた(同前 P.38)のである。したがって、彼らの宗教は、自然の恵みを与えてくれる土地と深く結びついていたものとなる。その宗教生活の中心は、ドリーミングの思想と言われる。「ドリーミングとは、神々がこの地を創造し、数々の生命を生み出し、人間世界の秩序を確立した天地創造の時代の出来事をさす。神々は肉体的世界では死んだりその姿を変えたりするが、精神的世界では永遠に滅びることなく、その姿を聖地、動物、自然現象などの形にとどめていく。ドリーミングは神話の時代にとどまらず現在も続いており、神話の創造物を姿を変え相補いながら循環しているのである。したがって人間の生死やアイデンティティもその一部に含まれと考えられており、彼らの生活

▼堀込 純一

観や存在そのものを支配している。』(『ブリタニカ国際大百科事典』第3巻 P.38)のである。このように、アボリジニと土地との結びつきは、すぐれて重要かつ不可欠なものである。

しかし、近年、上記の通説を批判する研究が発表されている。すなわち、ブルース・バスコウ著『ダーク・エミュー アボリジナル・オーストラリアの「真実」』(明石書店 2022年)である。同書によると、重要な批判点は、①ピクトリア州のホビキンズ川の貝塚の古さである。「貝塚はとて古く、岩になつてしまつていて、ついに調査がおこなわれたとき、貝塚は8万年前の

ものだとなつたが、それはアフリカ単一起源説(*人類発生に関する)がいうところの人類がアフリカを出発しはじめたときから1万年前である。(同前 P.38)というのである。②白人がオーストラリアに入植する以前に、同地は農耕経済(根菜類や穀物など)が広がっていたというのである。著者はこれを、白人探検家たちの記録を再検討する中で論証した。

バスコウの説をめぐっては、マスコミのみならず、専門学者、先住民の間でも大論争が展開されているようであるが、その結果は非常に関心が引き付けられるものである。

1821~25年は、T・プリズベンがNSW植民地の総督の時代であるが、オーストラリアは「流刑植民地から英領自治植民地」へ転換する時期であった。「この頃までは陪審員による裁判、植民地人による立法、行政機関などの設置要求―本国よりも植民地側の自主的な政治形態の獲得を望む声は、エマシニスト・グループを中心に叫ばれはじめていたが、本國議會を通過した植民地の仕法改善に関する『一八二三年NSW法』によって、ようやく総督を補佐するかたちで任命制の初期植民地評議会(五~七人)が誕生した。しかしながら、総督には法案の発議権が残され、議員の任命権も総督にあり、通常は本國當局の同意を必要としたから、議員のすべては役人で占められた。ただし、首席判事は、英國憲法に照らし合わせて違憲立法審査権を委ねた。『概説オーストラリア史』

P.3)のであった。NSW植民地評議会はこのように限定的なものであったが、その後、他の4植民地も設立とほとんど同時に(1825~59年)に評議会が設けられた。NSW植民地では、1820~30年代にかけて、牧羊業が大いに発展し、経済の基幹産業となる。それとともに羊毛輸出が、1830年代半ばには輸出のトップであった漁業を抜き去り、輸出全体の三分の一を占めるほどになった。(さらに1850年代にまでは、輸出産品の半分を超えるまでに成長した。)

これにより、スクオッター(大牧場主)などは、土地規制を無視し、植民地内の国有地解放要求が高まる。「見かねた本國植民地省は一八三二年、R・パーク新総督が着任する直前、従来の土地の無償提供をやめ、王領土(クラウンランド)を一エーカー当たり最低五シリングで競売にかけて売り出す英断を下したのである。同時にオーストラリア農業会社を設立、土地の分譲促進の機関とした。」(同前 P.3)のであった。

しかし、新たな政策により、土地は富裕層に集中し、土地を求めた移民者による西方進出とスクオッターの急増となつた。各植民地の評議会は、このスクオッターに牛耳られて行くのであるが、各植民地間の関税、中国人移民問題など、相互に調整すべき問題を討議するために、1863年以降、各植民地の首相が集まって会議がもたれ、それがやがて1901年に

形成される連邦国家(内政の自治権をもつたが外交権は無い)の確立、対英独立(向う実務母体となる。)

連邦制国家が確立する前年の1900年、連邦憲法が制定される。連邦憲法の規定によると、連邦と6つの州の関係は、上下関係ではなくむしろ並列関係である。このことは、総督の存在に示されている。すなわち、オーストラリアの元首はイギリス王(兼任)でもあるが、王の名代である総督は、連邦のみならず6つの州にもそれぞれ置かれた。)

(3) 連邦形成を必要とした共通課題

1850年代からの連邦形成運動において、すべての植民地に共通した重要課題は、次の三つの問題であった。①保護関税、②白豪主義、③国防である。

第一に、保護関税に關わって、最初に関税を採用したのはNSW(ニューサウスウェールズ)である。もともと税収が限られていた植民地政府にとって、関税は安定した収入源のため、瞬く間に他のすべての植民地でも導入された。ただし、NSW(羊毛産業者が強い)では全体として租税収入が相対的に多く、関税率はほとんどが10%(カーペット生地や陶磁器などは15%)程度である。これに対して、ピクトリア(工業化を積極的に進めた)は15~45%の関税率で、歳入に占める関税収入の比率が高かった。

しかし、「商品流通が盛んになるに従って、関税制度の煩雑さと非効率性が批判的になり、オーストラリア全体で統一

政府は、1865年に、「植民地海軍防衛法」を制定し、オーストラリアの諸植民地が自主防衛をすめるようになり、1870年には、オーストラリア駐留軍を撤退させていた。

ドイツ、フランス、ロシアなどの南太平洋への侵入は、当然のこととしてイギリス・オーストラリア植民地との緊張関係を現実のものとする。膨張するロシアは、南政策の一環として、オースマン帝国領内のギリシャ正教徒を保護する目的で、イスラム教徒が支配するトルコに戦争を仕掛けた。クリミア戦争(1853~56年)である。イギリス、フランスは、トルコを支援しロシアと戦つたので、イギリス帝国の一員であるオーストラリアの諸植民地も、ロシアと対立することとなる。このとき、NSW植民地総督ウィリアム・デニソンは、シドニー湾に「デニソン要塞」を建設する(1854年)。軍事大国をめざすロシアの南下政策は、露土戦争(1877~78年)や、ロシアの東アジア進出をもくろむシベリア鉄道の完成(1891~1916年)などと続く。幕末期、ロシアは日

目次

I アメリカ先住民の衰滅化と1960年代からの復権運動

II カナダ連邦の形成と多文化主義の発展

- (1) 英仏系カナダ人の対立と妥協
- (2) 責任政府の確立などを要求
- (3) 二度にわたるメティスの乱
- (4) 自治権拡大は求めるも共通の君主を戴く
- (5) 繰り返す移民の波と同化政策
- (6) ケベック州の独立運動と非英仏系の台頭
- (7) 多文化主義による国民統合へ路線転換
- (8) 1982年憲法で先住民の権利が明記
- (9) 民族自治と地方自治との違い

(以上 639~647頁)

18世紀は、ヨーロッパのいくつかの探検隊が、オーストラリア大陸や周辺の海洋を調査している。その中で、1770年8月、J・クックが大陸東部のイギリス領宣言を行なう(大陸全体の領有宣言は1829年)。1788年1月には、アーサー・フィリップの率いる11隻の第一次船団(総員1473名。その内、囚人が778名)が到着し、ポート・ジャクソン湾のシドニー・コープで入植を開始した。この地は、1809年以降、

ニュー・サウス・ウェールズ(以下NSWと略)植民地として軌道に乗った。その後、バン・ディメンズ(のちタスマニア)、クイーンズランド、ウェスタン・オーストラリア、ピクトリア、サウス・オーストラリアの各植民地が作られた。

その後も、内陸部の探検が続けられ、先住民アボリジニを追い出しながら、広大な農牧地が開発された。

植民地では当初は、エマシニスト(満期出獄した元流刑囚)とエクスクルージビニスト(排他主義者)の対立が目立っていたが、1840年代に入ると、元流刑囚とカレンシー・ラッド(イギリス本國生まれをスターリングと呼んだのに対応して、植民地生まれを指した)の数が自由移民をうわ回ると、スクオッター(大牧場主)対小農場主や毛刈り職人の移動労働者との対立に置き換わつた。

1821~25年は、T・プリズベンがNSW植民地の総督の時代であるが、オーストラリアは「流刑植民地から英領自治植民地」へ転換する時期であった。「この頃までは陪審員による裁判、植民地人による立法、行政機関などの設置要求―本国よりも植民地側の自主的な政治形態の獲得を望む声は、エマシニスト・グループを中心に叫ばれはじめていたが、本國議會を通過した植民地の仕法改善に関する『一八二三年NSW法』によって、ようやく総督を補佐するかたちで任命制の初期植民地評議会(五~七人)が誕生した。しかしながら、総督には法案の発議権が残され、議員の任命権も総督にあり、通常は本國當局の同意を必要としたから、議員のすべては役人で占められた。ただし、首席判事は、英國憲法に照らし合わせて違憲立法審査権を委ねた。『概説オーストラリア史』

P.3)のであった。NSW植民地評議会はこのように限定的なものであったが、その後、他の4植民地も設立とほとんど同時に(1825~59年)に評議会が設けられた。NSW植民地では、1820~30年代にかけて、牧羊業が大いに発展し、経済の基幹産業となる。それとともに羊毛輸出が、1830年代半ばには輸出のトップであった漁業を抜き去り、輸出全体の三分の一を占めるほどになった。(さらに1850年代にまでは、輸出産品の半分を超えるまでに成長した。)

これにより、スクオッター(大牧場主)などは、土地規制を無視し、植民地内の国有地解放要求が高まる。「見かねた本國植民地省は一八三二年、R・パーク新総督が着任する直前、従来の土地の無償提供をやめ、王領土(クラウンランド)を一エーカー当たり最低五シリングで競売にかけて売り出す英断を下したのである。同時にオーストラリア農業会社を設立、土地の分譲促進の機関とした。」(同前 P.3)のであった。

しかし、新たな政策により、土地は富裕層に集中し、土地を求めた移民者による西方進出とスクオッターの急増となつた。各植民地の評議会は、このスクオッターに牛耳られて行くのであるが、各植民地間の関税、中国人移民問題など、相互に調整すべき問題を討議するために、1863年以降、各植民地の首相が集まって会議がもたれ、それがやがて1901年に

形成される連邦国家(内政の自治権をもつたが外交権は無い)の確立、対英独立(向う実務母体となる。)

連邦制国家が確立する前年の1900年、連邦憲法が制定される。連邦憲法の規定によると、連邦と6つの州の関係は、上下関係ではなくむしろ並列関係である。このことは、総督の存在に示されている。すなわち、オーストラリアの元首はイギリス王(兼任)でもあるが、王の名代である総督は、連邦のみならず6つの州にもそれぞれ置かれた。)